

セクシュアル・ハラスメントは、 重大な人権侵害です！

◇あなたの「そのことば」、「その行動」

自分だったら、どんな気持ちになるかな？もう一度考えてみよう。

◇相手が「いやだ」、「不快だ」と感じたら

それは、セクシュアル・ハラスメントにあたります。

悩んでいるあなたへ！

安心して相談してください。



「サポートルーム」

セクシュアル・ハラスメント専門の相談員に

電話で相談や直接会って相談ができます。

○Tel 6208-9135

090-4768-8626

○毎週火曜日 12:00~19:00

(面談は、事前申し込みが必要)

大 阪 市 教 育 委 員 会